

第4期奨学生募集要項

2020年12月1日
一般財団法人神奈川ゆめ社会福祉財団

1. 趣旨

神奈川ゆめ奨学金は、学ぶ意欲がありながら経済的理由により修学が困難な生徒に対して、奨学金を給付するとともに、社会の中で自分らしい生き方を実現できるための学びや体験の機会を、地域で活動している人、団体、行政などと広く連携・協同してつくり、応援することを目的とします。

2. 特色

神奈川ゆめ奨学生の特色は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付とし、返済の義務はありません。
- (2) 困った時には気軽に相談できる「相談ダイヤル」があります。卒業後も相談できます。
- (3) さまざまな学びや体験の機会に参加できます（交通費等支給あり）。

3. 応募資格

奨学生となるためには、次のすべての要件を満たす者でなくてはなりません。

- (1) 神奈川県内に在住している方。
- (2) 神奈川県内の高等学校(全日制課程、定時制課程)、中等教育学校※1の後期課程に次年度から進学する方。
- (3) 市町村民税所得割額が非課税世帯の方。
- (4) 当財団が企画するサポート活動等に参加する意思のある方。

4. 応募書類について

- (1) 応募書類一式は、ホームページからダウンロードできます。
- (2) 応募書類の郵送を希望される方は、お電話、Eメール（ホームページから）からお申し込みください。

5. 応募方法

- (1) 「神奈川ゆめ奨学生申請書」及び「提出必要書類」を、期日までに必ず簡易書留にて下記提出先に郵送してください。
- (2) 県内各地で「申請書への記入方法説明会」を開催しますので、お気軽にご参加ください。
※スケジュール（お申し込み）は、ホームページに記載しています。

6. 採用予定人数

10名程度

7. 奨学金の額及び期間と給付の方法

- (1) 奨学金の額
月額 10,000円
- (2) 奨学金給付の期間
給付期間は最長で4年間。原級留置の場合も通算します。
毎年4月に在学証明書及び前年の世帯収入を証明する書類を提出することで継続します。
- (3) 給付の方法
奨学金は原則として当月分を直接本人に給付します。
毎月末日（末日が金融機関の休業日の場合はその前日）に本人名義の口座※2に入金します。

初回は、5月末に4月分と合わせて2か月分給付します。

(4) その他

卒業お祝い金 50,000円

給付期間内に高等学校又は中等教育学校を卒業した方で卒業証書のコピーを提出した方へ給付します。

8. 給付の廃止

次のような場合には、奨学金の給付を廃止します。

- (1) 奨学生であることを辞退するとき又は退学したとき。
- (2) 奨学生が、高等学校又は中等教育学校の在籍期間が4年を超えたとき。
- (3) 世帯の収入等の状況が変化し、非課税世帯ではなくなったとき。

9. 手続き

(1) 提出書類

神奈川ゆめ奨学生申請書

世帯収入を証明する書類※3

高等学校又は中等教育学校に進学を証明する書類※4

(2) 提出期限

2021年3月31日(水) 必着

(3) 提出先

〒222-0033

横浜市港北区新横浜3-18-16 新横浜交通ビル3F パルシステム神奈川内

一般財団法人神奈川ゆめ社会福祉財団 事務局

ホームページ [神奈川ゆめ奨学生](#) [検索](#)



10. 選考方法

当財団の神奈川ゆめ奨学生選考委員会にて選考を行います。

11. 決定及び通知

- (1) 奨学生の決定は、神奈川ゆめ奨学生選考委員会の選考を経て理事会が行い、その結果を書面で本人に通知します。
- (2) 奨学生となった方は、在学証明書を2021年5月20日までに提出してください。提出がされなかった方は辞退とみなし奨学金の給付は行いません。
- (3) 選考の経過や個別の採否のお問い合わせには、お答えできません。

12. その他

(1) 他の奨学金との併給について

他の奨学金との併給については制限ありません。ただし、他の奨学金を併給する場合には、併給を認めていないものもありますので事前にご確認ください。

(2) 個人情報の取り扱いについて

当財団の個人情報保護方針に掲げる「財団が管理する個人情報の利用目的」により、必要がある場合には学校や関係機関と連絡・情報共有を行うことがあります。

(3) 生活保護世帯の方へ

平成26年6月1日 文部科学省 中等局 通達で、収入認定除外費用として「修学旅行費、クラブ活動費、学習塾費用、私学授業料の公費補助等の不足分など」を認定しています。当財団の奨学金を、これらの費用に充当すると言えば収入認定されずに、生活保護費は減額されません。

(4) 奨学生決定後に必要な提出書類（応募時は必要ありません）

- | | | |
|------------------|------|------------|
| ①誓約書 | 提出時期 | 奨学金初回給付開始前 |
| ②奨学金受領書及び生活状況報告書 | 提出時期 | 毎月 10 日 |
| ③在学証明書 | 提出時期 | 毎年 4 月 |
| ④世帯収入を証明する書類 | 提出時期 | 毎年 4 月 |
| ⑤ふり返りの報告書 | 提出時期 | 財団が指定する期間 |

(5) 応募書類の返却について

応募書類はお返ししませんので、ご了承ください。応募書類は、不採用の方は募集事務終了時に、採用された方は奨学生の資格を失った時にそれぞれ個人情報保護方針に準じて廃棄処分致します。

13. 応募から給付までの流れ

日程	内容	流れ
2020 年 12 月	応募受付開始 説明会開催 応募期間終了	応 募
3 月 31 日	申請書類 提出期限	選 考
4 月中旬	奨学生決定 通知（案内）発送	理 事 会
4 月下旬	書類提出・口座開設	選考結果通知
5 月 31 日		給付開始

※1 中等教育学校とは、前期中等教育（中学校などにおける教育）と後期中等教育（高等学校などにおける教育）を一貫して教育を施す学校。

※2 奨学生には、本人名義の口座を開設していただきます。口座開設の手続きは、あらためてお知らせ致します。

※3 世帯収入を証明する書類とは、以下のとおり。

生活保護を受給していない場合	令和2年度の住民税（非）課税証明書
生活保護を受給している場合	生活保護受給者証明書（令和3年1月以降の発行のもの）
遺族年金を受給している場合	年金決定通知書
障害年金を受給している場合	年金決定通知書

※4 高等学校又は中等教育学校に進学を証明する書類とは、合格通知のコピー

以上